

令和6年度入湯税の使途状況について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

北広島町では令和6年度に収入した入湯税を、全額観光振興に充てています。

(単位：千円)

区分	事業費	当該事業の財源内訳					
		支出金		地方債	負担金 その他	一般財源	
		国	都道府県			入湯税	その他
観光振興	55,312	4,000	6,264	0	17,506	6,058	21,484
観光施設の整備	23,442	0	0	17,700		0	5,742
消防施設等の整備	13,704	0	0	0	0	0	13,704
合 計	92,458	4,000	6,264	17,700	17,506	6,058	40,930

※この表は、広島県へ提出している「令和6年度入湯税の使途状況等に関する調査」から転用しています。

※下の円グラフは外側が財源、内側が充当事業を表しています。

